

和歌山県貨物自動車運送業物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、燃料等の物価高騰により大きな影響を受けている貨物自動車運送事業者の負担軽減及び事業継続を支援するため、予算の範囲内で和歌山県貨物自動車運送業物価高騰対策支援金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第2 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合
- (2) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（いわゆる霊柩事業のみを営む者を除く。）、同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業又は同条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を営む者であつて、県内に営業所（貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号若しくは同法第35条第2項の規定による事業計画において定めた営業所又は同法第36条第1項の規定による届出において定めた営業所をいう。以下同じ。）を有する事業者
- (3) 直近決算で営業損失を生じたもの、又は、直近決算と前年若しくは前々年の決算を比較し、営業利益が30%以上減少した事業者
- (4) 令和7年3月31日時点で、県内の営業所において事業許可又は届出に必要な車両数を配備している事業者で、令和6年3月31日以降、当該事業を継続して営んでいる事業者（事業継続期間が1年に満たない事業者は除く）。

(不交付要件)

第3 第2の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支援金を交付しない。

- (1) 営業に関して必要な許認可を取得していない者
- (2) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

(支援金の交付額等)

第4 支援金の交付の額は、別表1の左欄に掲げる交付対象者の区分に応じ、中欄に掲げる対象車両ごとに、当該対象車両数にそれぞれ同表の右欄に掲げる交付額を乗じて得た額を上限とする。

(交付申請の添付書類等)

第5 規則第4条に規定する支援金の交付申請書に添付すべき書類の様式等は、別表2に掲げるとおりとする。

(交付条件)

第6 規則第6条の規定により支援金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付対象者は支援金の収支に関する帳簿を備え、これらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (2) 交付対象者は、知事から別途指示があつた場合は、前号に掲げる書類のほか、支援金の交付後においても、支援金に関する資料を備えおくとともに、知事から提出の求めがあつたときはこれに応じること。

(支援金の実績報告額の確定及び交付)

第7 支援金の実績報告については、規則第13条の規定に関わらず、規則第4条の規定によるこの支援金の交付申請書の知事への提出により当該実績報告があったものとみなす。

2 支援金の額の確定は、規則第14条の規定に関わらず、規則第5条の規定によるこの支援金の交付決定により当該支援金の額の確定を行ったものとみなす。

3 交付対象者がこの支援金の交付を受けようとする場合における規則第16条第1項の規定の適用については、同項中「第14条」とあるのは「第7条」と読み替えるものとする。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月17日から施行する。

別表1（第4関係）

支援金

交付対象者	対象車両	交付上限額
一般貨物自動車運送事業を営む者 特定貨物自動車運送事業を営む者	各事業の用に供する普通貨物自動車 (被けん引車除く)	1台につき12千円
	各事業の用に供する小型貨物自動車	1台につき3千円
	各事業の用に供する軽貨物自動車	1台につき3千円
貨物軽自動車運送事業を営む者	各事業の用に供する軽貨物自動車	1台につき3千円

備考

- 1 令和7年3月31日時点で県内の営業所において事業許可又は届出に記載している車両数を上限とする。
- 2 対象車両は自走するものに限り、被けん引車は除く。

別表2（第5関係）

添付書類

添付書類
(1) 支援金事業概要書（別記第1-1号様式、別記第1-2号様式） (2) 申請車両内訳書（別記第2号様式） (3) 宣誓書（別記第3号様式） (4) 役員名簿（別記第4号様式） ※個人事業主の場合不要 (5) 対象車両の自動車検査証の写 (6) 損益計算書、貸借対照表等の決算状況を確認できる書類 (7) 法人の場合は法人名義の振込先口座、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座の内容が確認できる書類 (8) その他知事が必要と認める書類